

よこはまシニアボランティアポイント事業について

1 概要

高齢者が介護施設等でボランティア活動を行った場合に、「ポイント」が得られ、たまたま「ポイント」に応じて寄附・換金が可能。元気な高齢者の活動を介護の分野で活かす仕組み。(政令市初)

(平成 21 年 10 月から実施)

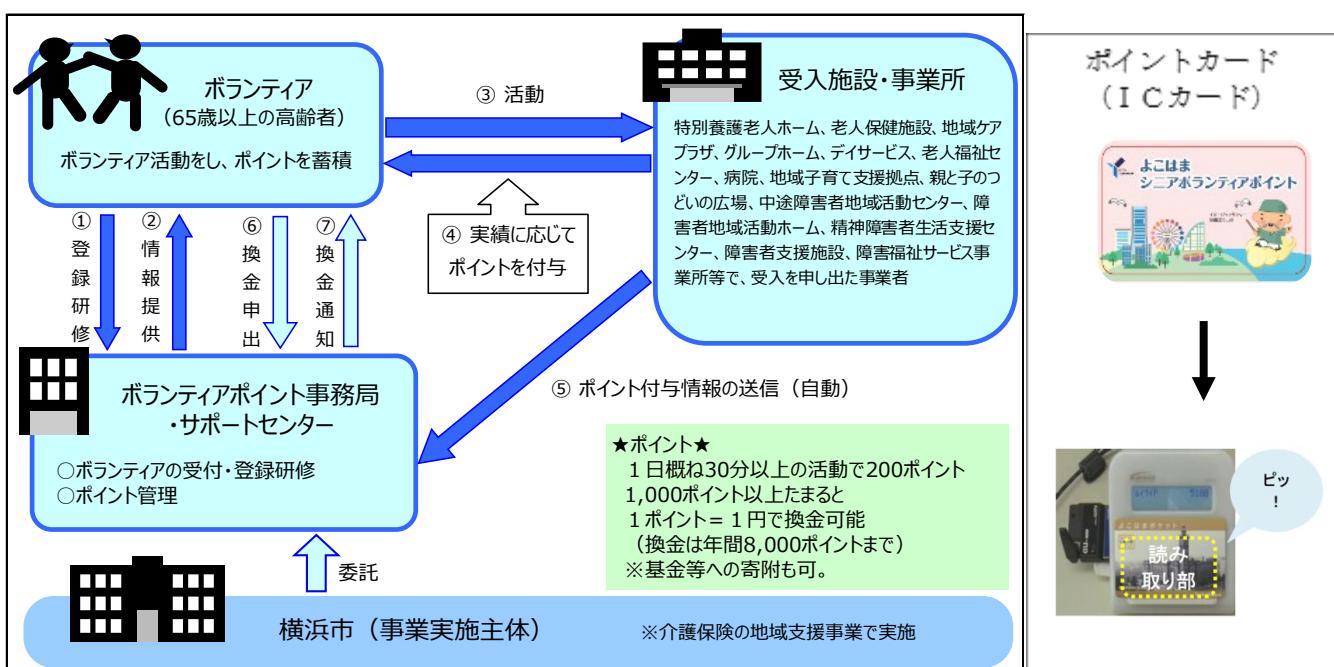
2 目的

元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防につなげることや、社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりを促進する。

受入施設にとっては、ボランティアが訪れることで地域とのつながりが深まるとともに、入所者の生活をより豊かにするという効果が期待できる。

3 実施スキーム ※ 施設等でのボランティアの例

(全国初)



4 事業の対象となる活動の範囲について

【対象となる活動場所 (令和 6 年 4 月 1 日時点)】

(1) 受入施設等で実施する活動に対するボランティア活動

<受入施設>

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、地域ケアプラザ、特定施設、養護老人ホーム
通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所
老人福祉センター、認知症対応型共同生活介護事業所、ショートステイセンター、ケアハウス
看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、病院
診療所、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム
精神障害者生活支援センター、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、その他市長が定めるもの

(2) 受入団体で実施する活動に対して行うボランティア活動

<受入団体>

高齢者を対象として定期的に行う配食・会食サービス団体、区役所が実施する介護予防事業

横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金交付団体、認知症カフェの運営団体、スローショッピングの運営団体

【対象となる活動の内容】

(1) 対象となる活動（例）

- ・レクリエーションの指導・補助
- ・入所者の話し相手
- ・行事の手伝い
- ・施設職員が行う入浴・食事介助等における軽易かつ補助的な作業
- ・サービス利用者が利用する場所の清掃
- ・高齢者等を対象とする配食・会食サービスにおける調理・配達 等

(2) 対象とならない活動（例）

- ・サービス利用者以外のものに関わる行為など、本来職員が行うべき行為
サービス利用者が利用する以外の場所の清掃、洗車 等
- ・報酬・謝礼金が支払われている活動
(交通費・活動中の食事、原材料費など費用弁償程度のものは除く)
- ・もっぱら自身の親族・知人に対する活動
- ・受入施設の主催事業でないものに対する活動
施設内設備を使用して活動する他の団体への参加など
※ただし、地域ケアプラザ等で行う一部の団体活動は除く。
- ・シニアボランティアが利用者としてサービスを受けている施設等での活動



マスコット
キャラクター
健康ほうし君